

児童生徒の県外派遣に関する補助金交付事業

西原町の児童生徒がスポーツや文化活動で活躍し県外大会に派遣される場合に、下記のとおり補助金を交付します。交付を希望する方は教育総務課に申請してください。

【対象者】

- ① 西原町立の小中学校に在籍する児童生徒
- ② 西原町内に住所を有する小中学生
- ③ 保護者ととも西原町内に住所を有する高校生

【要件】

- ① 公益財団法人沖縄県体育協会またはその加盟団体（沖縄県中学校体育連盟を含む）が主催する県大会において3位以内の成績を収め、主催団体から出場権を得て県外大会に出場する場合
- ② ①に該当し派遣された大会で3位以内の成績を収め、主催団体から出場権を得て上位大会に出場する場合
- ③ 公益財団法人沖縄県体育協会又はその加盟団体から、競技力の水準が高い者として沖縄県代表に選抜された場合
- ④ 文化的活動については、①②③に準拠して審査し、教育長が適当と認めた場合

【申請書類】

平成28年4月より様式等の変更がありますので、ご確認ください。（旧様式では申請できません）

- ① 県外派遣費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 大会要項（県大会及び派遣される大会）
- ③ 県大会の賞状の写し
- ④ 派遣推薦書の写し
- ⑤ 児童生徒登録参加申込書の写し
- ⑥ 旅費（航空賃、船賃）の見積書の写し
- ⑦ 日程表の写し（旅行社からの日程表または各自で作成）※A4サイズで任意様式
- ⑧ 学校長の承諾書（様式第2号）
- ⑨ 派遣児童生徒名簿兼保護者同意書（様式第3号）
- ⑩ その他（教育委員会が必要とするもの）

【申込期限】

大会の10日前まで
（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日並びに6月23日（慰霊の日）を除く）
（申請受付期限を過ぎた場合は、対応できません）

【補助金交付回数】

1会計年度につき1人1回。ただし、要件②に該当する場合は①を含めて2回まで補助します。

【補助金交付額】

（往復航空（船）賃（※1）+宿泊費（※2））
※1 利用可能で最も有利な割引料金等により算出した額
（航空賃：12歳未満小人料金、船賃：小学生は小人料金）
※2 大会に出場できる最短宿泊数×5,000円

【補助限度額】

国内：1人につき4万円
国外：1人につき8万円

※下記の書類については、西原町のホームページにて確認またはダウンロードできます。

- ・ 県外派遣費補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 学校長の承諾書（様式第2号）
- ・ 派遣児童生徒名簿兼保護者同意書（様式第3号）
- ・ 申請に関する記載方法等

<西原町のHP>

トップページ → 暮らし・手続き → 教育 → 児童生徒の県外派遣に関する補助金交付事業

【申請先・お問い合わせ】 教育部教育総務課 教育総務係 ☎945-3655

スポーツで大活躍!

児童、生徒の県外大会に係る派遣費用の一部を、西原町が助成しています。



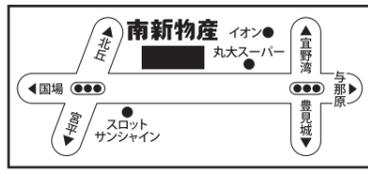
テニス		みやぎ こうや 西原東小学校 宮城 洸弥 (6年)
県大会名	第32回小学生テニス選手権大会 兼第34回全国小学生テニス選手権大会九州地区予選大会	
県大会成績	準優勝	
派遣大会	2016 九州小学生ダブルス選手権大会	

不動産のことなら創業36年の南新物産におまかせください!



おかげさまで「売買仲介実績 1,200件突破!!」
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい
沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー

南新物産



南風原本店

〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7
☎(098)889-4007(代)
FAX 889-4033
✉ hae@nanchan.co.jp

http://www.nanchan.co.jp 南新物産 検索

児童手当現況届の提出が必要です



児童手当を受けている方は、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するために、6月中旬に「現況届」の提出が必要です。現況届の提出がないと6月以降の手当の振込みができなくなります。必ず受付期間内に提出してください。

- 1. 受付日時**
6月14日(火)～6月23日(木)（土曜日を除く ※日曜日は受付しませんが）
9:00～11:30、13:30～16:30（12:00～13:00はお昼休みのため受付できません）
- 2. 受付場所**
町民交流センター会議室（役場併設）
- 3. 持参するもの**
 - ・ 現況届通知書
 - ・ 受給者の印鑑（シャチハタ印では受付できません）
 - ・ マイナンバーカード、または、通知カードと運転免許証の写し（受給者と配偶者のもの）
 - ・ 厚生年金等加入の方は、『受給者（保護者）の保険証の写し』
- 4. その他**
 - ・ 養育している18歳未満の児童が町外に住んでいる場合、その児童の住民票謄本(とうほん)（本籍・続柄の記載があるもの）
 - ・ 平成28年1月2日以降に西原町に転入した場合、本人分と配偶者分の平成28年1月1日の住所地の市町村で発行された『平成28年度児童手当用所得証明書』。ただし、配偶者が受給者の扶養に入っている場合、配偶者の分は不要です。
 - ・ 必要に応じて提出していただく書類がある場合があります。（外国人の方、配偶者が公務員の方等）

受付日程表

日時	行政区名	日時	行政区名
6月14日(火)	平園・兼久・東崎	6月20日(月)	幸地ハイツ・西原台団地・小波津団地
6月15日(水)	掛保久・嘉手苺・西原ハイツ・小那覇・安室・県営西原団地	6月21日(火)	小波津・小橋川・内間・県営内間団地・坂田
6月16日(木)	県営幸地高層住宅・幸地・県営坂田高層住宅	6月22日(水)	桃原・池田・徳佐田・森川・千原・翁長・呉屋・津花波
6月17日(金)	棚原・上原	6月23日(木)	与那城・美咲・我謝
6月19日(日)	予備日 （指定日に来庁の難しい方は、この日にお越しください）	混雑を避けるため、できるだけ指定日にお越しください。日曜日は、特に混雑が予想されます。時間に十分なゆとりを持って、お越しください。	

注意 対象者へ現況届提出案内通知書を発送していますが、まれに届いていないという問い合わせがあります。通知書が届かない場合でも、児童手当を継続して受給するためには現況届の提出が必要です。

6月10日は、児童手当の振込日です!

児童手当（平成28年2～5月分）は6月10日に振り込み予定です。通帳を記帳しご確認ください。また、振込先に指定した口座を解約した場合は、手当の振り込みができなくなりますので早めにご連絡ください。また、電話での支給状況の問い合わせについては、個人情報保護の観点からお答えできませんのでご了承ください。

★通帳への記載(例)（金融機関によって、記載内容等が異なる場合があります）

	お支払金額	お預かり金額	差引残高
28-6-10	ニハチヨク(ジドウア)	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇

【お問い合わせ】 福祉部こども福祉課 子育て支援係 ☎945-5311